

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丙会発第22号、丙情企発第75号

平成31年3月29日

警察庁長官官房長

警察庁情報通信局長

各管区警察局長  
東京都警察情報通信部長  
北海道警察情報通信部長  
警視総監 殿  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
各府県情報通信部長

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する  
総理府令の定めに従い無償使用させる通信用物品の品目について

都道府県警察に無償使用させる通信用物品の品目については、「都道府県警察に無償  
使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令の施行について」  
(昭和39年5月16日付け警察庁乙官発第16号)第6項に基づいて定められた、「都道府  
県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令の定  
めに従い無償使用させる通信用物品の品目について」(昭和39年6月20日付け警察庁丙  
会発第298号、警察庁丙通総発第92号)により、従来実施してきたところであるが、実  
情に即するようにするために、都道府県警察に無償使用させる警察通信用物品の品目は、  
今後下記のとおりとするので遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達(昭和39年6月20日付け警察庁丙会発第298号、警察庁丙通総発第92  
号)は、廃止する。

記

通信用物品の品目

電話交換装置	電話端末装置
指令装置	伝送装置
無線送受信装置	交通監視装置
空中線装置	電源装置
データ通信装置	

【継続措置状況】

初回発出日：昭和48年10月6日

(有効期間：平成31年3月31日)